

福山市民病院看護職員用衣類洗濯付リース仕様書

件名：福山市民病院看護職員用衣類洗濯付リース

業務場所：福山市蔵王町五丁目23番1号及び福山市民病院が指定する場所

業務期間：2026年（令和8年）9月1日から2031年（令和13年）3月31日まで

この仕様書は、福山市民病院（以下、「発注者」という。）が患者に清潔で快適な療養環境を提供すると共に、医療従事者が安心して業務に専念できるよう、看護職員用衣類（以下、「本物件」という。）の衛生的かつ安定的な供給を確保することを目的とする。福山市民病院看護職員用衣類洗濯付リース（以下、「本業務」という。）の受注者は当該目的の達成のために、細心の注意を払い、円滑な供給が図れるよう、効率的に業務を実施しなければならない。

また、この仕様書に定めのないものであっても、社会通念上及び商慣習上、妥当な範囲において、受注者は発注者の求めに応じ、契約金額の範囲内で適正に業務を実施しなければならない。

なお、この仕様書に予定していた業務等に変更の必要が生じたときは発注者と受注者の協議のうえ、決定するものとする。

1 施設の概要

別紙1「病院概要」のとおり

2 本物件の使用者数及びリース物件の品目・数量等

別紙2「予定準備数量等」のとおり

3 従業員の質的確保等

ア 受注者は、業務遂行のため適切な人員を配置し、常勤の従業員数及び非常勤の従業員数をそれぞれ発注者へ通知すること。また、受注者の従業員を直接指揮命令し、発注者との連絡及び調整を行う管理責任者を選任のうえ、名前を書面により発注者へ通知すること。また、これを変更した場合も同様とする。

イ 受注者は、従業員に対する雇用主として労働関係法令を遵守するとともに、法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

ウ 受注者の従業員は、受注者の定める就業規則を遵守するものとする。

エ 受注者は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日 令和7年6月一部改正 厚生労働省）に即して安全管理を講じること。

4 業務の範囲

受託者は、本物件の調達、貸与、回収、洗濯、消毒、配送、納品、在庫維持その他必要な業務を行うものとする。

5 本物件の調達

ア 本物件の仕様については、別紙3「製品仕様」のとおりとし、受注者は、新品の本物件を調達し、発注者に貸与すること。

イ 別紙3「製品仕様」の内容に沿って製品を制作する場合は事前確認は不要とする。また、参考製品ではない製品で応札する場合は、2026年（令和8年）6月24日（水）までに、応札の意思を有する事業者が、現物、カタログ及び製品仕様書等を病院総務課に持参し、承認を受けること。また、病院総務課訪問の際は、事前に担当者のアポイントメントを取ること。

ウ 本物件に不備、損傷が生じた場合、その事由が平常業務の中で発生したものについては、受注者の負担で交換することとし、発注者の故意又は重過失により交換が必要となった場合、発注者の負担で交換する。なお、交換の際は、発注者と協議の上、サイズ交換も併せて行うこと。

エ 本物件の貸借枚数が不足し、発注者の業務に支障が生じる場合、円滑な病院運営を図るため、受注者と協議のうえ、貸借枚数の増加に係る変更契約を行うこととする。

オ 本物件の貸与方法は男女を問わず、共有とする。

カ 本物件には、洗濯データ管理を行うため、バーコードラベル、ICタグ(チップ)等を備え付けるものとする。バーコードラベルには、病院名・商品番号・サイズ等を記載し、目視確認が可能であるものとする。ラベル、ICタグ等は洗濯耐久性を備えたものとし、工業洗濯において脱落しないことを条件とする。

キ ラベルの形状は別途協議のうえ決定する。

ク 業務期間の開始日の1週間前までに、日勤用上衣が700着以上、夜勤用上衣が200着以上、パンツが850着以上を納品することとし、以降、最初の洗濯済みの本物件の納品が完了するまでの間の在庫調整は、発注者と協議を行い遂行するものとする。

6 貸与・回収・洗濯・配送

ア 洗濯は、クリーニング業法第3条第3項の定める衛生基準に従うとともに、医療現場で着用するという目的及び性質を考慮のうえ、適正な処理を行うこと。

イ 洗濯前にはポケットチェックを行い、物品等が入っていた場合には発注者へ届け出ること。

ウ 回収及び納品に必要となる物品（ハンガースタンドや回収袋、ラック等）は、受注者が準備するものとし、種類やサイズ別に区分のうえ、個々にハンガーにかけた状態でハンガースタンドにかけ、指定の場所に納品するものとする。

エ 納品に使用するハンガースタンドは、高さ1,800mmまでの2段式のものとする。なお、納品には幅750mmの入口を通過する必要がある。

オ 納品場所は、福山市民病院（福山市蔵王町五丁目23番1号）内の発注者が指定する場所（別紙4「更衣室図面」）とし、納品物は看護職員による自由取得方式で運用するものとする。なお、発注者が予定する増改築工事に伴い、更衣室の移転を予定しており、発注者の指示する日以降は、納品場所の変更にも対応すること。納品場所の変更は1か月前までに通知し、発注者・受注者で協力して対応するものとする。

カ 納品及び回収は月曜日から金曜日の間で1日以上空けて週3日以上行うこととする。

キ 洗濯済みの本物件の在庫数は、業務期間の開始日以後の1か月間は発注者と受注者が協議の上調整を行うものとし、それ以後は、月曜日から金曜日は、日勤用上衣が300着以上、パンツが450着以上、土曜日、日曜日及び祝日においては、日勤用上衣が150着以上、パンツが250着以上、また、夜勤用上衣は毎日100着以上となるよう、集配スケジュールを設定し、納品すること。ただし、発注者の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

ク キに示す在庫数は、業務期間の開始日から相当程度期間経過後までの運用状況を踏まえる中で、発注者と受注者との協議の上、問題が生じない在庫数に修正することができる。

ケ 具体的な集配・納品時期についての詳細は契約時に発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。

コ 業務に従事する者は、患者及び関係者に不潔不快の念を抱かせることのないよう配慮すること。また、患者の治療・看護並びに病院運営に支障となる行為は行わないこと。

7 本物件の交換又は破損修理

ア 補修（ボタンの脱落、ほつれ、ファスナーの破損等）は、受注者が対応すること。また、交換（破損、破れ、色落ち）についても受注者負担で対応し、常に品質保持に努めること。

イ 看護業務や医師の補助などの平常業務の中で発生した汚れ及び破損があった場合は、受注者は次回の納品までに修繕を行う等、品質を保持した状態で納品すること。

ウ 納品された本物件が破損していた等によりユニフォームが不足する場合、直ちに不足分を納品すること。

8 経費負担区分

ア 従業員が着用する制服及び業務遂行に必要な設備、器材若しくは資材については受注者の責任と負担において準備するものとする。

イ 業務実施にあたり生じた損害については、発注者の責に帰す事由の他は受注者が損害賠償の責を負うものとする。

ウ 作業実施にあたり第三者に損害を及ぼした場合も前項と同様とする。

9 費用の支払

ア 発注者は、本業務の1か月にかかる費用を賃借料として毎月受注者に支払うものとする。

イ アの費用は、賃借する本物件1枚にかかる賃借料及び洗濯の費用を踏まえて設定した1か月分の単価に本物件の賃借枚数を乗じたものとする。消費税については、毎月別途加算するものとする。ただし、1円未満は切り捨てる。

ウ 受注者は発注者に対し、納品毎に納品書を提出し、毎月5日までに、前月の実績及び賃借物件数の報告書を提出するものとする。発注者は受注者に対し、毎月月初の本業務の対象となる勤務者数を報告するものとする。

エ 発注者は適正と認められる請求書を受けた日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。

10 帳票類について

受注者は納品時に納品書を、各月の納品実数報告時には本業務に係る実績表を病院総務課へ提出すること。受注者は受託するすべての業務について、業務内容、遂行手順、実施日時、就業場所、連絡体制、トラブル発生時の対応方法等の事項について書面を作成し、管理責任者が従業員に対し具体的に指示を行うこととする。なお、発注者はこれらについて必要と認めた場合、受注者に提出を求めることができる。

11 契約期間満了後の取扱いについて

契約期間満了後、引き続き契約を更新する場合において、賃借している物件の劣化の程度を考慮のうえ、再リースする物件を定めることができることとし、その単価については、その資産価値を考慮した単価で決定するものとする。

12 その他の留意点については次のとおりとする。

ア 供給している本物件が履行期間内に廃番となり、供給が困難になった場合には、すみやかに情報を共有することとし、発注者と協議のうえ対応すること。

イ 本物件に不足が生じた場合は、発注者と協議のうえ対応すること。

ウ 個人情報等の保護

受注者は、患者の個人としての尊厳を尊重し、その人権を擁護しつつ、受託業務の処理上知り得た患者等に関わる秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約期間満了後についても同様とする。なお、受注者は業務従事者の雇用の際に、雇用通知書等に当該内容を盛り込むとともに、適宜研修を実施し、プライバシーの保護の重要性を認識させるなど、個人情報の保護に万全を期すものとする。一般財団法人日本情報経済社会推進協会の制定するプライバシーマーク制度の認定を受けていなければならない。

エ 受注者は、一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク(寝具類洗濯業務)の認定を受けていること。また、それを証明する書類を提出すること。

オ 発注者及び受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の規定を遵守し、受注者は本業務を適正に処理するものとする。

カ 発注者及び受注者は、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年4月17日労働省告示第37号)ほか労働関係法令を遵守し、受注者は、従業員の労働力を自ら直接利用し、本業務を受注者の業務として発注者から独立して処理するものとする。

キ 受注者は、管理責任者を通じた定期的な従業員や発注者からの聴取、打ち合わせを行い自ら適切な業務遂行を行うこと。

ク 受注者は、安全、衛生、設備保全等の専門知識の啓発に努め、常に指導教育を積極的に行うこと。また、業務手順、集配経路等について十分に研修を行うこと。また、発注者が開催する院内感染対策等の研修会に必ず参加すること。

ケ 受注者は、従業員に定められた制服と名札を着用させ、身元、風紀及び衛生並びに規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

コ 受注者は、院内感染予防のため、手洗い、うがい等を励行すること。また、従業員に必要な予防接種等の対策を講じること。

サ 受注者は、納期を遵守するように努めなければならない。

シ 納品場所の施設内において、盗難及び火災予防に留意し、不審者、不審物を発見したときは、速やかに発注者若しくは警備員に報告すること。

ス 受注者はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。また、業務に係る再委託は、受注者の組織形態の変更等止むを得ない事情がある場合を除き、原則認めない。

セ 受注者は、契約の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は自己のため利用してはならない。また、この契約終了後においても同様とする。

ソ 何らかの事情により、業務の遂行が困難となった場合の業務の継続性・安定性を担保することができる体制を整備すること。また、社団法人日本病院寝具協会等の発行する業務代行保証書を発注者に提出すること。

タ この仕様書に定めない事項については、その都度発注者と受注者とが協議し、文書により取り決めるものとする。